

市政運営の総合指針2016の改定について

本市では、総合計画に替えて、長期的な視点を踏まえた喫緊の重要課題に対応する計画として、平成26年度からの3年間を期間とする「藤沢市市政運営の総合指針2016」を策定しました。平成28年度は計画の最終年次として、総合指針の改定作業を進める必要があるため、その方法、スケジュール等について報告するものです。

1 基本的な考え方

市政運営の総合指針2016の策定、実行等の状況を踏まえ、次の基本的な考え方に基づいて見直し、改定を進めます。

(1) 市長公約等の迅速な反映

総合指針は、市長の理念、公約等を迅速かつ柔軟に計画行政に反映させるため、来年度中の改定を目標とします。

(2) 評価・見直しを踏まえた改定

市民意識調査結果の経年変化と地方版総合戦略策定作業における市民広聴の結果等を踏まえた分析、評価を行い、改定します。

(3) 財政計画の充実

公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら、厳しい財政運営の中でも、重点施策、事業への政策的経費のより確実な充当を図ります。

2 改定作業の概要

改定作業に当たっては、分析、評価作業と並行して、市長公約、重要課題等の整理を行います。その上で、長期的課題、喫緊の課題の集約、課題の緊急性、重要性等の議論等を行い、基本方針となる「めざす都市像」と「基本目標」、重点方針となる「まちづくりテーマ」と「重点施策」を順に定め、重点事業を選定していきます。

(1) 分析・評価

各項目等について、次のとおり分析、評価します。

ア 基本目標・重点施策評価

基本目標，重点施策に関しては，経年変化を含めた市民意識調査結果を成果指標として評価します。調査結果については，数値の変化のみを捉えず，外部要因，将来予測等の考察を含めて分析，評価します。

イ 重点事業評価

重点事業評価については，基本的には事務事業評価により行い，目標に対する事業進捗を分析，評価します。

ウ 地区別まちづくり計画・事業の評価

各地区でまちづくり計画の総括を行う必要があるため，郷土づくり推進会議において評価を行い，7月までに取りまとめることとします。

エ 外部評価

外部評価については，行財政改革協議会の委員を基本とし，会議体としてではなく，個別の識者評価として位置づけます。評価は，指標，市の見解等を提示した上での総合評価とします。

(2) 総合指針の改定

評価結果，市長公約等から課題を抽出し，課題を時系列等により整理する中で，行財政改革の取組，公共施設等総合管理計画，立地適正化計画等との整合を図りながら改定を進めます。

ア 評価結果等の課題整理

評価結果と地方版総合戦略策定の際にいただいた市民意見等に基づき，課題点を整理します。また，市政運営の総合指針2016策定時の課題とも照らし合わせます。

イ 政策課題の抽出

市長公約と4月に実施する各部に対する政策課題ヒアリングから課題を抽出します。

ウ 外部環境の分析

国勢調査の詳細な結果が公表されていないため，人口推計については従前のおりとし，地域経済分析システム（RESAS）における観光客動向，付加価値額（業種区分別）等の分析を追加します。

エ 基本方針の見直し・重点方針の改定

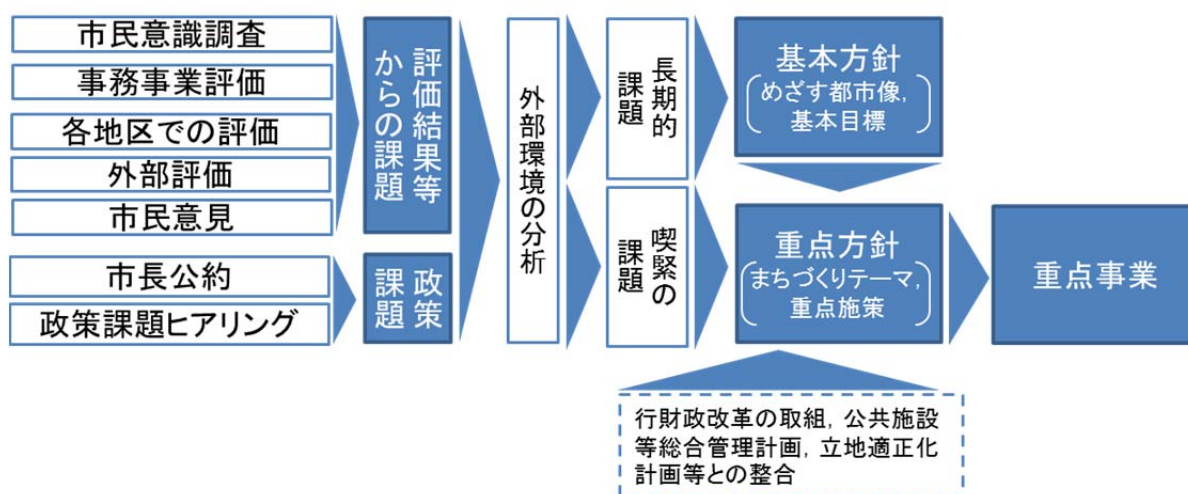
評価結果等の課題と政策課題について、外部環境の調査、分析結果を踏まえながら、長期的課題と喫緊の課題に整理し、長期的課題から基本方針（めざす都市像，基本目標）の見直しを行うとともに、喫緊の課題から重点方針（まちづくりテーマ，重点施策）を改定します。

オ 重点事業の選定

重点施策の実現に最も効果がある事業を中心に、重点事業を選定します。重点事業費の総額は、事業を確実に実行するため、各年度の政策的経費投入可能額以内としますが、公共施設等総合管理計画等との事業費の整合を図りながら決定します。

カ 別冊の改定等

事業集，資料集を改定するとともに，協働等の共通の取組手法の参考となる「(仮称) マルチパートナーシップハンドブック」の作成を検討します。



3 改定体制

(1) 総合指針改定委員会

改定体制として、政策会議構成員による総合指針改定委員会を設置します。

(2) 全庁的な検討

基本的には改定委員会会議ごとに次回の検討テーマを設定し、部内会議，課内会議等の機会を活用した，組織的かつ全庁的な検討を図ります。特に主な検討テーマについては，意見を改定委員会に持ち寄り，事務局で集約することを想定しています。

4 スケジュール

7月までに長期的課題から基本方針（めざす都市像，基本目標）案を，12月までに喫緊の課題から重点方針（まちづくりテーマ，重点施策）案を作成し，平成29年1月までに重点事業案をまとめます。

そのため，評価，見直しについては，基本方針に関する評価を先行して行いながら，事務事業評価の結果を踏まえ，重点方針，重点事業の検討に入ることとします。

各地区には，4月から郷土づくり推進会議を対象に基本的な進め方と評価方法を説明し，11月頃に地区全体集会等で総合指針の素案等の説明を行います。

パブリックコメントは，6月頃に基本方針素案を，11月頃に重点施策素案を対象に実施します。また，基本方針，重点方針の素案等の作成過程においては，市民との意見交換会等も実施します。

市議会においては，議会会期中に議員全員協議会の開催をお願いし，各素案について，ご説明したいと考えています。

重点事業については，平成29年2月市議会定例会開会前にご説明し，基本方針の改定に当たっては，議案として上程することを想定しています。

